

令和5年8月10日

令和5年台風第6号の影響による停電による災害により被災した学生の皆さまへ
(大学院生及び2020年4月より前に入学した学部学生)

このたびの災害により被災された学生及びそのご家族の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

令和5年度後期授業料免除申請につきまして、災害救助法適用地域の世帯の学生の方は、以下3点の書類を提出していただくことにより、被災状況を考慮して判定いたしますので、申請期限までに提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出書類が期限内に発行されない場合は、学生支援課担当係(TEL:083-933-5611 E-mail: gall13@yamaguchi-u.ac.jp)まで連絡してください。

【災害救助法適用地域】

【沖縄県】那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡今帰仁村、国頭郡本部町、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡伊江村、中頭郡読谷村、中頭郡嘉手納町、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、中頭郡中城村、中頭郡西原町、島尻郡与那原町、島尻郡南風原町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡座間味村、島尻郡南大東村、島尻郡伊平屋村、島尻郡伊是名村、島尻郡久米島町、島尻郡八重瀬町

法適用日：令和5年8月1日

【提出書類】

①罹災証明書 ②公課証明書 ③その他の必要書類(以下HPにてご確認ください)

在学生の方>学生生活の手引き>各種手続き(入学料、授業料、奨学金、証明書等)>入学料・授業料>令和5年度後期山口大学授業料免除申請のしおり

【対象者】災害救助法適用地域の世帯の学生(大学院生及び2020年4月より前に入学した学部学生)

※災害救助法の適用を受けない地域で同等の災害に遭った世帯の学生、災害救助法の適用を受ける地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生も含まれます。

【申請期限】令和5年8月10日(木)～8月25日(金) 9:00～17:00

【申請場所】(吉田地区)学生支援課学生サービス係
(小串地区)医学部学務課教育・学生支援係
(常盤地区)工学部学務課学生係

また、日本学生支援機構の奨学金については、緊急採用の募集がありますので、詳細は以下のURLにてご確認ください。

<https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~st-support/st-support-center/tebiki/tetsuzuki/scholarship/other-scholarship/index.html>

山口大学学生支援課学生サービス係

TEL:083-933-5611(授業料免除に関すること)

TEL:083-933-5165(奨学金に関すること)

e-mail:gall13@yamaguchi-u.ac.jp